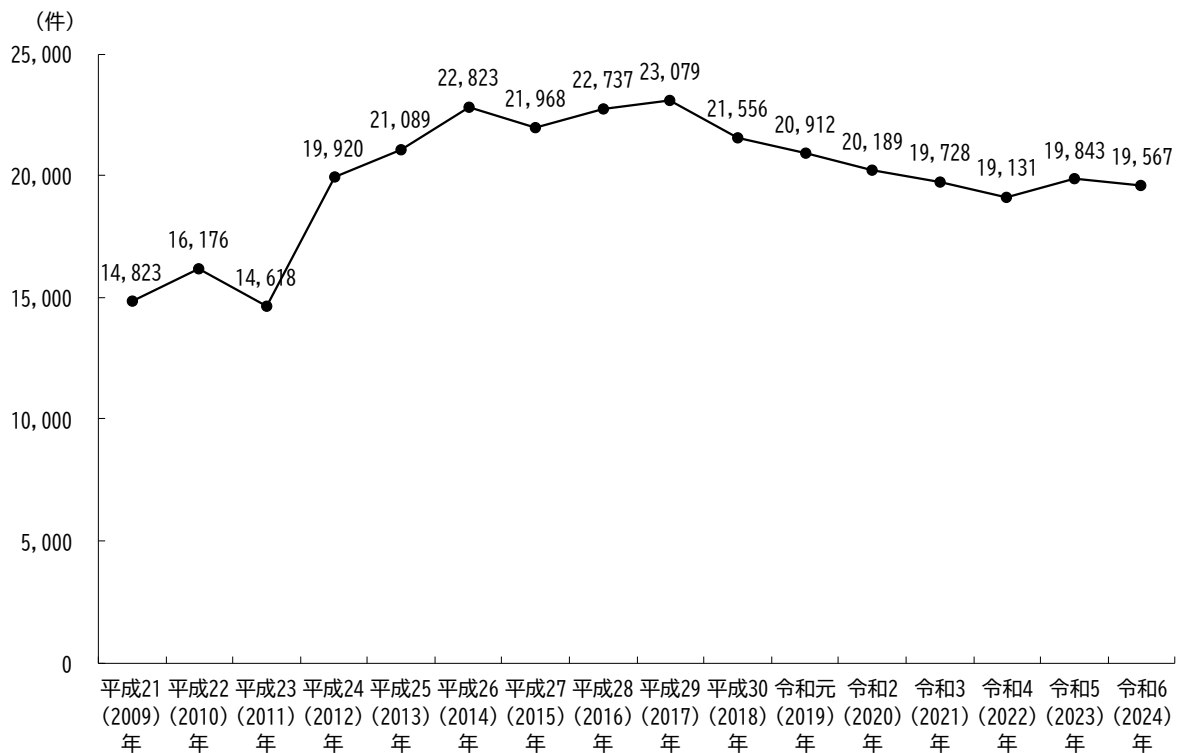


2-2 ストーカー被害者に対する支援

1. ストーカー事案の相談等件数

ストーカー事案の相談等件数は平成29（2017）年までは増加していたが、その後減少傾向となり、令和6（2024）年は19,567件となった。

図表配2-2-1 ストーカー事案の相談等件数の推移（全国）



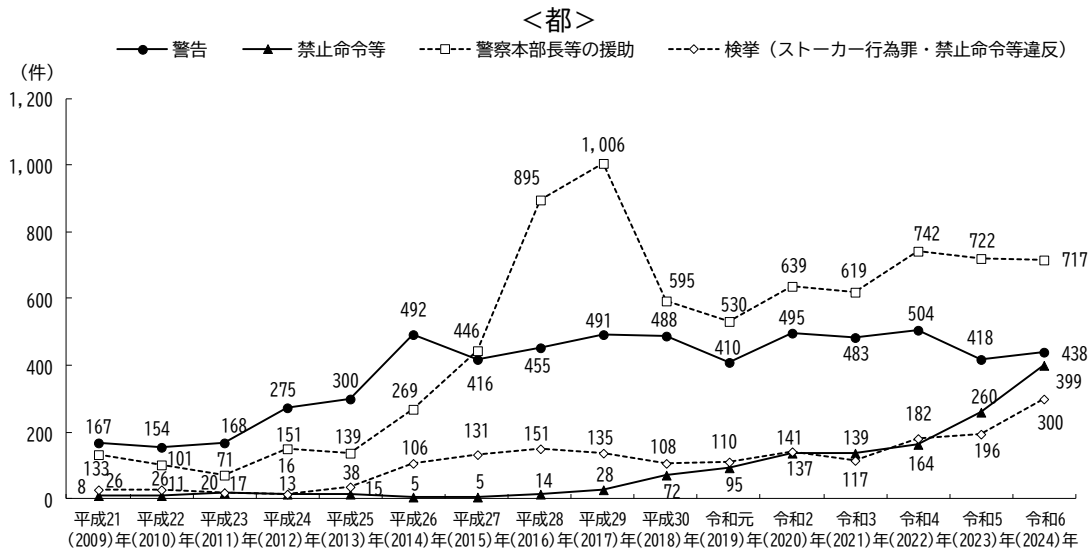
資料：警察庁「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

2. ストーカー規制法の適用状況

ストーカー規制法の適用状況をみると、都では「警告」は平成23（2011）年以降増加し、平成26（2014）以降は横ばいで、令和6（2024）年は438件となっている。「禁止命令等」は平成28（2016）年から増加し、令和6（2024）年は399件となった。

全国では「警告」は平成23（2011）年以降増加し、平成29（2017）年から減少傾向にあり、令和6（2024）年は1,479件となった。「禁止命令等」は平成28（2016）年以後増加している。

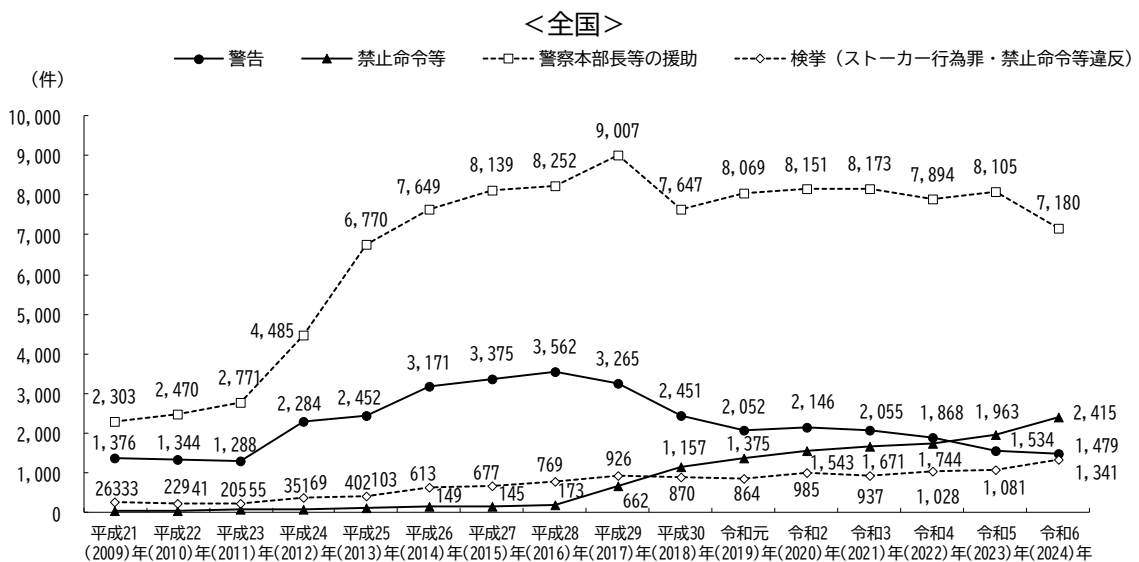
図表配2-2-2 ストーカー規制法の違反等措置状況の推移（都・全国）



注1：援助の実施にあつては、平成30（2018）年から援助申出受理件数を表示する。

注2：令和6年は、集計方法を変更したため、令和5年の件数とは単純に比較することはできない。

資料：警視庁「警視庁の統計」（令和6年）



注1：ストーカー規制法に基づく行政措置、ストーカー事案の検挙状況及び警察本部長等の援助については、令和5年までは基準年中に受理した相談のうち同年中に実施した行政措置、検挙及び援助（以下「行政措置等」という。）した件数を計上していたところ、令和6年からは、基準年中に受理した相談の有無に関わらず、基準年中に実施した行政措置等の件数は全て計上することに変更した。

資料：警察庁「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」